

宝塚市行財政改革推進検討会設置要綱の改正について

都市経営会議の下部組織として設置していた宝塚市行財政改革推進検討会の委員構成を改めるため、要綱を改正します。

1 委員構成を改める目的、理由について

平成 28 年 2 月 15 日に策定した行財政運営に関する重点取組項目 (平成 28 年度～) の進捗管理を行うとともに、第 2 次宝塚市行財政運営アクションプランを策定するに当たり、これまで総括課長を中心に構成していた委員を、各部の総括を所管する室長及び重点取組項目を所掌する室長に委員構成を改め、各部局間の連携を強化し、取組を推進するため。(要綱は別紙のとおり)

2 第 2 次行財政運営アクションプランの策定スケジュールについて

- (1) 4 月～7 月 行財政改革推進検討会で審議
- (2) 7 月 都市経営会議で審議、運用開始

3 行財政運営に関する重点取組項目 (平成 28 年度～) の進捗管理について

重点取組項目を推進するため、平成 28 年 4 月に取組のスケジュール、項目を達成するための課題などを全庁に照会して整理し、その後、行財政改革推進検討会で審議、進捗管理を行うとともに、毎年度、都市経営会議に進捗状況を報告します。

宝塚市行財政改革推進検討会設置要綱の一部を改正する要綱

宝塚市行財政改革推進検討会設置要綱の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「企画経営部長」を「行財政改革担当部長」に改める。
第6条中「行財政改革担当」を「行革推進課」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1	行財政改革担当部長
2	行財政改革室長
3	政策室長
4	市税収納室長
5	きずなづくり室長
6	市民生活室長
7	行政管理室長
8	人事室長
9	建設室長
10	建築住宅室長
11	安心ネットワーク推進室長
12	福祉推進室長
13	子ども家庭室長
14	子ども育成室長
15	環境室長
16	産業振興室長
17	消防本部次長
18	教育委員会管理室長
19	教育委員会学校教育室長
20	教育委員会生涯学習室長
21	上下水道局経営管理部長
22	市立病院経営統括部課長（総務担当）

附 則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

(参考) 宝塚市行財政改革推進検討会設置要綱新旧対照表

現行		改正後	
<p>(組織)</p> <p>第3条第1項 略</p> <p>2 会長には企画経営部長_____を、副会長には行財政改革室長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 検討会の庶務は、行財政改革担当が行う。</p> <p>別表 (第3条関係)</p>		<p>(組織)</p> <p>第3条第1項 略</p> <p>2 会長には行財政改革担当部長を、副会長には行財政改革室長をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 検討会の庶務は、行革推進課が行う。</p> <p>別表 (第3条関係)</p>	
1	企画経営部長	1	行財政改革担当部長
2	行財政改革室長	2	行財政改革室長
3	政策推進課長	3	政策室長
4	情報政策課長	4	市税収納室長
5	行財政改革担当課長	5	きずなづくり室長
6	市税収納課長	6	市民生活室長
7	市民相談課長	7	行政管理室長
8	広報課長	8	人事室長
9	市民協働推進課長	9	建設室長
10	総務部総務課長	10	建築住宅室長
11	人事課長	11	安心ネットワーク推進室長
12	管財課長	12	福祉推進室長
13	道路管理課長	13	子ども家庭室長
14	道路政策課長	14	子ども育成室長
15	住まい政策課長	15	環境室長
16	高齢福祉課長	16	産業振興室長
17	子ども政策課長	17	消防本部次長
18	環境政策課長	18	教育委員会管理室長
19	商工勤労課長	19	教育委員会学校教育室長
20	会計課副課長	20	教育委員会生涯学習室長
21	消防本部総務課長	21	上下水道局経営管理部長
22	教育企画課長	22	市立病院経営統括部次長
23	学校教育課長		
24	社会教育課長		
25	上下水道局総務課長		
26	市立病院経営統括部課長 (総務担当)		

宝塚市行財政改革推進検討会設置要綱（改正後）

（設置）

第1条 本市の行財政改革の円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市行財政改革推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）行財政改革の推進に関する計画の策定及び進行管理に関すること。
- （2）行財政改革の推進に関する施策の部局間の連携に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、行財政改革の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長には行財政改革担当部長を、副会長には行財政改革室長をもって充てる。
- 3 会長は検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、委任状をもって、委員の出席と見なすことができる。

（部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、行革推進課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1	行財政改革担当部長
2	行財政改革室長
3	政策室長
4	市税収納室長
5	きずなづくり室長
6	市民生活室長
7	行政管理室長
8	人事室長
9	建設室長
10	建築住宅室長
11	安心ネットワーク推進室長
12	福祉推進室長
13	子ども家庭室長
14	子ども育成室長
15	環境室長
16	産業振興室長
17	消防本部次長
18	教育委員会管理室長
19	教育委員会学校教育室長
20	教育委員会生涯学習室長
21	上下水道局経営管理部長
22	市立病院経営統括部課長（総務担当）